令和８年（フ）第９２号
香川県丸亀市土器町東六丁目52番地青山ハイツ613号
債務者　富家　康仁
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１９１号
福岡県久留米市東合川４丁目12番19―103号、前住所福岡県北九州市八幡西区吉祥寺町９番14―101号
債務者　野見山奈々
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１９２号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1718番地２　ルーチェ　山隈203、前住所福岡県福岡市東区千早２丁目27番１―722号　クラシオン千早１号棟
債務者　濱崎恵梨香
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２０７号
鹿児島市吉野町5956番地58　ディアスハイツ小林202号、前住所鹿児島市西陵１丁目46番１号　ウインズマンション405号
債務者　天草　優太
1　決定年月日時　令和８年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２９４号
鹿児島市郡元２丁目19番８号　ビューハイツ郡元102号、前住所鹿児島市西陵４丁目52番３号　エバーウェル西陵101号
債務者　山下　健太
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３０５号
鹿児島市坂元町10番58号　日枝ノ杜荘102号
債務者　宮元　正美
1　決定年月日時　令和８年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３０８号
鹿児島県熊毛郡中種子町牧川1704番地１
債務者　中村　昌弘
1　決定年月日時　令和８年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１２号
鹿児島市中央町36番地13　郡山マンション303号
債務者　川田　絹子
1　決定年月日時　令和８年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第７１号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原11132番地６
債務者　牟禮　公哲
1　決定年月日時　令和８年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第８２号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕1374番地２
債務者　山野　紗也香
1　決定年月日時　令和８年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
岐阜県各務原市神置町３丁目91番地　ハピネスちくさ205号、住民票上の住所岐阜県各務原市下切町１丁目14番地
債務者　仙石　裕佳
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２５６号
岐阜市日置江2474番地２（フィオーレ青木Ｃ棟　102号室）
債務者　木場あかね
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２８７号
岐阜県本巣市仏生寺451番地１
債務者　鵜飼　清子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３５号
兵庫県南あわじ市阿万西町797番地２
債務者　村居　鈴子
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第３８号
兵庫県洲本市上物部二丁目10番23号　セザール柳108号
債務者　山原　　学
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第４０号
福岡県柳川市筑紫町108番地２　荒巻アパートＤ棟102号
債務者　藤丸　幸徳
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係